

## 目標達成計画

作成日：平成25年 8月 9日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。

目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】					
優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	26	提供した介護サービスのモニタリングを行い、連続性・継続性を持った介護計画書による支援が必要である。	常に実施したサービスの記録・評価を行い、利用者がより良い生活が送れるよう介護計画書を作成し、全職員が一体となって連動性、継続性のある支援していく。	各担当職員が日々提供する介護サービスをケース記録に記載するとともに、月1回又は利用者の状況変化に応じて職員全体でモニタリング評価を行い、利用者及び家族に意向を反映した介護計画書を作成・実践していく。	12ヶ月
2	33	重度化・終末期を向える利用者に対する支援のあり方を家族と共有し、医療機関と連携した支援体制を構築する必要がある。	利用者の意向を踏まえ、重度化・終末期のあり方を家族と共有し、かかりつけ病院及び協力病院を中心に連携の強化を図る。	利用者及び家族と急変時における延命等に関する意思の確認など、重度化・終末期に備えた方針を見出し、関係医療機関と相談しながら利用者の尊厳を最優先とした支援体制を構築する。	12ヶ月
3	35	災害時に備え、職員全員が実践的な避難誘導を身につけておく必要がある。	全職員が災害発生時の避難方法を身につける。	消防署指導による年2回の避難訓練のほか、年4回小規模多機能型ホームと合同による、様々な災害を想定した自主避難訓練を行い、職員の実践避難を身につける。	6ヶ月
4	40	居宅療養管理指導により歯科医師及び歯科衛生士による口腔ケアが実施されているが、食後のケアなど日々のケアが十分とは言えない。	口の中が常に衛生的に保たれるよう、毎食後及び就寝前の口腔ケアを実施する。	日々の口腔ケア担当を決め、居室に限らずリビング洗面所も活用して口腔ケアを実施する。また、チェック表を作成し、その都度の実施状況をチェックする。	3ヶ月
5					ヶ月